

福岡女子大学大学院人間環境学研究科の理念・目的に関する規則

法人規則第48号

平成21年3月19日

(理念)

第1条 福岡女子大学大学院人間環境学研究科は、福岡女子大学学則(平成18年法人規程第33号)第1条及び福岡女子大学大学院学則(平成18年法人規程第34号)第2条に定める目的を達成するため、「環境」および「健康」を基本テーマにした自然科学的視点から高度の教育・研究を目指し、関連する諸分野において、広い視野と専門性を身に付けた人材を育成することを理念とする。

(目的)

第2条 福岡女子大学大学院人間環境学研究科は、前条の理念のもと、次の各号の目的を達成するために、教育研究を行う。

(1) 人間と環境及びその関連性に関する領域における専門的能力の養成

イ 環境理学専攻では、「生命と環境」に関わる諸問題について、その原因とメカニズムを解明するため、総合理的知識と幅広く高度の応用能力を持った人材を育成する。

ロ 栄養健康科学専攻では、食と栄養・健康の専門家に必要な高度専門教育を通して、食環境づくりに貢献できる人材を育成する。

ハ 生活環境学専攻では、人の生活環境の快適性・安全性に対する多様な要求に基づき、生活者にとって望ましい生活環境を設計・管理することができる高度な能力を有する人材を育成する。

(2) 男女共同参画社会の実現を目指す能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる人材の育成を目指す。

(3) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の特有の状況を把握し、環境保全及び健康づくりのための提案・提言を行うための教育研究を推進する。

(4) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を養成する。

(5) 人間と環境及びその係わりについての研究の推進

環境変化の人への影響、栄養と健康、快適な生活環境の三つの視点から、独創性・有用性の高い研究を推進する。

附則

この規程は平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。